

○再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成 28 年長野県条例第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 第 2 項の規定により、再就職した元職員による依頼の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（依頼等の規制）

第 2 条 地方公務員法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、元職員（同条第 1 項に規定する職員であった者をいう。次条において同じ。）であって離職後に営利企業等の地位に就いているもの（同法第 38 条の 2 第 1 項に規定する再就職者に限る。）のうち、同条第 8 項に規定する人事委員会規則で定める職に離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた同条第 1 項に規定する執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又は同条第 8 項に規定する人事委員会規則で定める者に対し、同条第 1 項に規定する契約等事務であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第 3 条 元職員（人事委員会規則で定める者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（任命権者による公表）

第 4 条 前条の任命権者は、毎年度、人事委員会規則で定めるところにより、同条の届出に係る事項に関し公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。